

令和8年3月

豊川信用金庫

B a n k P a y 取引規定の改定について

平素は、豊川信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、下記のとおり B a n k P a y 取引規定を改定しますので、お知らせいたします。

記

1. 改定日

令和8年4月1日

2. 主な改定点（別添新旧対照表参照）

- ・ ことら送金「特定用送金」の開始
- ・ B a n k P a y 「収納委託方式」の開始

以 上



Bank Pay 取引規定の新旧対照表

<Bank Pay 取引規定>

新	旧
<p>第1章 Bank Pay 取引</p> <p>1. (適用範囲)</p> <p>(2)前項にかかわらず・・・これら一連の取引も、BankPay 取引に含まれるものとして、この規定（第4条を除く）</p> <p>1の2. (公金納付)</p> <p>(2)前項の定めに基づく・・・読み替えた上で、この規定（第3条第4項第3号および第4条を除く）を適用するものとします。</p> <p>2. (利用登録の方法等)</p> <p>(4)当金庫が、・・・第9条に定める・</p> <p>3. (Bank Pay 取引の方法等)</p> <p>(4)④第1条第1項各号の但書または第1条の2第1項但書の・・・</p> <p>4. (Bank Pay 取引契約等)</p> <p>(3)前二項により Bank Pay 取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。ただし、BP 加盟店と BP 加盟店銀行その他の者との間の取り決めにより、売買取引債務に係る債権の譲渡が行われない場合は、第1号の行為のみがあったものとみなします。</p> <p>(4)前項第2号の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関してBP加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</p>	<p>第1章 Bank Pay 取引</p> <p>1. (適用範囲)</p> <p>(2)前項にかかわらず・・・これら一連の取引も、BankPay 取引に含まれるものとして、この規定（第5条を除く）</p> <p>2. (公金納付)</p> <p>(2)前項の定めに基づく・・・読み替えた上で、この規定（第4条第4項第3号および第5条を除く）を適用するものとします。</p> <p>3. (利用登録の方法等)</p> <p>(4)当金庫が、・・・第11条に定める・</p> <p>4. (Bank Pay 取引の方法等)</p> <p>(4)④第1条第1項各号の但書または第2条第1項但書の・・・</p> <p>5. (Bank Pay 取引契約等)</p> <p>(3)前二項により Bank Pay 取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。</p> <p>(4)前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関してBP加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</p>

(5) 本条の規定は、第1条第2項または第1条の2第1項に基づき・・・

4の2. (立替払の場合の特則)

(1) 立替払方式の場合は、・・・第3条第2項・・・加盟店銀行(第1条の2第1項第2号)・・・利用者は第1条第2項および第1条の2第1項に・・・

5. (Bank Pay 取引契約の締結時の認証)

(3) 当金庫が第二項・・・生じた損害については、第9条に定める

6. (利用者アプリ等へのアクセス管理、パスワード等の設定・管理等)

7. (預金の復元等)

8. (利用者の責任)

9. (利用者端末の盗用等による損害等)

10. (利用者アプリ等の提供者に対する補償請求等)

11. (Bank Pay 取引の利用金額の通帳記入)

12. (Bank Pay 取引の取扱停止等)

第2章 Bank Pay ことら送金

13. (適用範囲)

本章の規定は、当金庫が提供する少額送金サービスである「Bank Pay ことら送金」(以下「BP ことら送金」といいます。)を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。なお、BP ことら送金のうち、「特定用途送金」については、第26条の定めが本章の他の定めに優先して適用されるものとします。

(5) 本条の規定は、第1条第2項または第2条第1項に基づき・・・

6. (立替払の場合の特則)

(1) 立替払方式の場合は、・・・第4条第2項・・・加盟店銀行(第2条第1項第2号)・・・利用者は第1条第2項および第2条第1項に・・・

7. (Bank Pay 取引契約の締結時の認証)

(3) 当金庫が第二項・・・生じた損害については、第11条に定める

8. (利用者アプリ等へのアクセス管理、パスワード等の設定・管理等)

9. (預金の復元等)

10. (利用者の責任)

11. (利用者端末の盗用等による損害等)

12. (利用者アプリ等の提供者に対する補償請求等)

13. (Bank Pay 取引の利用金額の通帳記入)

14. (Bank Pay 取引の取扱停止等)

第2章 Bank Pay ことら送金

15. (適用範囲)

本章の規定は、当金庫が提供する個人間の少額送金サービスである「Bank Pay ことら送金」(以下「BP ことら送金」といいます。)を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。

<p>1 4. (登録の方法等) (2) 第2条第2項から第4項まで・・・</p> <p>1 5. (利用者アプリを用いた BP ことら送金の方法等) (3)利用者は・・・第2条に基づき・・・</p> <p>1 6. (アカウント代替符号を用いた BP ことら送金)</p> <p>1 7. (送金契約の成立) (1) B P ことら送金に・・・第15条第1項</p> <p>1 8. (送金通知の発信等)</p> <p>1 9. (BP ことら送金の取扱範囲) (2) 利用者の・・・第17条に従い</p> <p>2 0. (BP ことら送金依頼時等の認証等) (2)当金庫が前項に・・・損害については、第24条に定める場合を除き・</p> <p>2 1. (取引内容の照会等)</p> <p>2 2. (送金依頼の取消し、変更等)</p> <p>2 3. (送金手数料)</p> <p>2 4. (利用者端末の盗用等による損害等)</p> <p>2 5. (規定の適用) 第6条、第8条、第11条、第12条の規定は・・・</p> <p>2 6. (特定用途送金に関する留意事項) (1)特定用途送金とは、BP ことら送金のうち、株式会社ことらが別途定める取引(以下「対象取引」といいます。)に関して、特定用途送金の対象となる預貯金口座または資金移動業者のアカウント(以下「対象アカウント」といいます。)と登録預金口座との間で行</p>	<p>1 6. (登録の方法等) (2) 第3条第2項から第4項まで・・・</p> <p>1 7. (利用者アプリを用いた BP ことら送金の方法等) (3)利用者は、・・・第3条に基づき・</p> <p>1 8. (アカウント代替符号を用いた BP ことら送金)</p> <p>1 9. (送金契約の成立) (1) B P ことら送金に・・・第17条第1項</p> <p>2 0. (送金通知の発信等)</p> <p>2 1. (BP ことら送金の取扱範囲) (2)利用者の・・・第19条に従い</p> <p>2 2. (BP ことら送金依頼時等の認証等) (2)当金庫が前項に・・・損害については、第26条に定める場合を除き・</p> <p>2 3. (取引内容の照会等)</p> <p>2 4. (送金依頼の取消し、変更等)</p> <p>2 5. (送金手数料)</p> <p>2 6. (利用者端末の盗用等による損害等)</p> <p>2 7. (規定の適用) 第8条、第10条、第13条、第14条の規定は・・・</p> <p>2 6. 新設</p>
--	--

う送金サービス（対象取引に係る送金が行われる場合において、当金庫が当該送金に係る資金を対象アカウントから利用者の指定するアカウントに入金する行為も本サービスに含まれるものとします）を指します。

(2) 寄付可能な用途または対象法人・団体の要件の詳細については、株式会社ことらのウェブページ（「ことら送金」利用者はこちら>使い方>ことら送金）を確認してください。

第3章 その他

27.（譲渡・質入れの禁止）

28.（規定の変更）

第3章 その他

28.（譲渡・質入れの禁止）

29.（規定の変更）

以上